

欧米主要国における最近の税制改革の動向

西島 万季人

I. はじめに

近年の先進国の税制を取り巻く状況を概観すると、経済のグローバル化や政治状況が、各国の税制のあり方に大きな影響を与える中で、リーマンショックを一つの契機として、特に「財政再建」と「格差の是正」の2つが重要な課題となってきた。足下では、2016年から2017年にかけて主要国で政治的な地殻変動が相次ぎ、各国の租税政策を含む経済政策の見通しが、不透明な状況となりつつある。

最初の変動は、イギリスで起きた。2015年5月の総選挙で単独過半数を獲得し、国民の支持を得ていた保守党のキャメロン首相だが、かねてより議論となっていたEUからの離脱について、残留の方向で国民の信任を得るため、2016年6月に自ら主導した国民投票で、離脱派が勝利し、責任をとって首相を辞した。キャメロン政権は、リーマンショック及び欧州債務危機後の経済・財政状況に鑑み、財政健全化を最重要課題と位置づけ、付加価値税の標準税率の引上げ等の取組を進めてきた。他方、国際競争力強化のため、銀行負担税の導入や課税ベースの拡大等を財源として、法人税率を2020年までに段階的に17%まで引き下げることとしており、政権を引き継いだ同じ保守党のメイ現政権も、基本的な方針を踏襲している。ただし、将来のEU離脱後の経済状況に対する懸念等から、支持基盤に揺らぎが生じたメイ政権が、2017年6月の総選挙実施を決めるなど、租税政策に影響を与えかねない政治・経済状況は続いている。

次の変動は、アメリカで起きた。グローバル化の進展等により、多くの先進国において格差の拡大が進行していたが、特にリーマンショック後の失業増加は、格差の拡大に一層拍車をかけた。このような中、アメリカでは、オバマ政権が、富裕層に対するブッシュ政権時代の減税措置を廃止し、所得税率の引上げや遺産税率の引上げ等を実施したほか、野党の反対により合意には至らなかったものの、富裕層への様々な課税強化策を打ち出し、格差是正を追及してきた。しかし、2016年11月の大統領選挙で、大方の予想に反して共和党のトランプ候補が勝利し、新大統領となった。トランプ政権は、選挙期間中の公約の一つであった個人・法人の大幅な税負担軽減を実行すべく、所得税率・法人税率の大胆な引下げや、遺産税の廃止等、大規模な税制改正の検討を進めており、オバマ前政権とは明確に異なる方向を志向している。

フランスにおいても、2012年に発足したオランド政権は、「大企業・高所得者への増税」による富の再分配を訴え、所得税及び相続税の最高税率の引上げ、金融所得を含む総合課

税化及び累進課税化、更には純資産130万ユーロ超世帯への富裕税の税率引上げを実施するなど、富裕層・大企業の税負担を加重する措置を講じてきた。2017年5月の大統領選挙では、既存政党からの候補を破り、政党基盤を持たないマクロン大統領が誕生した。前政権が決めた法人税率引下げを、方向性としては踏襲するなど、現時点では、税制について前政権の方針を大きく覆してはいない。しかし、現状変更に対する国民の期待は高く、租税政策の方向性も、今後の国内世論等の動向次第では変わりうるため、予断はできない状況である。

主要国で唯一、政治的な地殻変動が現れていないのが、ドイツである。2005年に成立したメルケル政権は、一貫して財政再建を目指してきた。2007年に付加価値税の標準税率を引き上げるとともに、付加価値税の持つ逆進的な効果への対応として、所得税の最高税率を引き上げる改革も行った結果、この年に財政黒字化を達成した。財政再建に一定の目処がついたことから、2008年の法人税改革において、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げた。更に、2009年には「投資所得一元課税制度」を導入し、利子、配当及び株式の譲渡益に全て税率25%の源泉分離課税を行うこととした。この改正は、これまで課税されてこなかった有価証券の譲渡益にも課税ベースを広げつつ、足の速い金融所得を分離課税とすることで資源配分の効率性にも資するものであった。このような取組が実を結び、2015年予算では、連邦政府の当初予算ベースで1969年以来の均衡財政を達成し、2017予算まで継続的に財政黒字を維持している。そのドイツでも、2017年中に大統領選挙が予定されており、その結果如何で、租税政策の方向性にどのような影響があるのか、注目される。

また、政府の「格差の是正」に向けた取組に対する各国の納税者の目が厳しくなる中で、世界的に活動する多国籍企業が相応の税負担をしていないという不満は、国際課税ルールを見直す動きにも発展し、2012年のロスカボス・サミットでは、G20首脳が行きすぎた節税（租税回避）による不公平は正すべきとし、「BEPS（税源浸食と利益移転）」を防止する必要性を再確認した。翌2013年には、OECD租税委員会が「BEPS行動計画」を公表し、「OECD・G20 BEPSプロジェクト」が始動し、2015年10月に最終報告書がとりまとめられ、国際課税ルールの全面的な見直しの実施が始まっているところである。これを受けて、イギリスやドイツ等各国で、租税回避対策の強化や、それにつながる周辺制度の整備が行われている。

以上のような諸外国の状況を踏まえ、欧米主要国における直近の動向（2017年5月末）を概観する。

Ⅱ. アメリカ

I. 最近の税制改正等を巡る状況

1. 政治

2016年11月8日に実施された大統領選挙において、共和党のトランプ大統領が当選を果たした結果、長らく継続していた議会上院・下院の多数派が異なる「ねじれ」の状態が解消した。ただし、2017年5月末現在、上院における共和党の議席数は52議席であり、議事妨害（フィリバスター）を終了させる討論終結動議を可決するために必要な60議席には達しておらず、民主党と一定の協力を行うことが必要な政治情勢となっている。

連邦議会上下院の議席数（2017年5月末現在）

	連邦議会上院 (100議席)※独立系2議席	連邦議会上院 (100議席)※独立系2議席
民主党	46議席	193議席
共和党	52議席	238議席

暦年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名目GDP	18,566	19,367	20,237	21,197	22,253	23,379	24,563	25,806
名目成長率	2.9	4.3	4.5	4.7	5.0	5.1	5.1	5.1
実質成長率	1.6	2.3	2.4	2.7	2.9	3.0	3.0	3.0
CPI上昇率	1.3	2.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	4.9	4.6	4.4	4.6	4.7	4.8	4.8	4.8
長期金利	1.8	2.7	3.3	3.4	3.8	3.8	3.8	3.8

※2018年度大統領予算教書による見通し。

3. 財政

2018年度大統領予算教書（2017年5月）では、①「10年以内（2027年度まで）に連邦政府の財政収支を黒字化する」という財政目標が掲げられ、②「10年間で約3.6兆ドルの歳出を削減する」という提案が盛り込まれるなど、財政健全化を重視する姿勢が強く打ち出された。なお、米国の2016年度の財政収支（連邦政府）実績は▲3.2%。オバマ大統領による最後の2017年度大統領予算教書（2016年2月）では、「2025年度まで財政収支（連邦政府）を▲3%未満に収める」とされていた。

予算教書では、提案されている税制改革自体は税収中立であるとしており、歳入対GDP比はほぼ横ばいの見通し。また、名目成長率の上昇に伴い国債利回りが上昇し、利払費（対GDP比）の負担は増加する見通し。このため、経済成長による税収増をそのまま歳出に充てることはせず、利払費以外の

2. 経済

2016年の経済情勢については、実質GDP成長率は前年比+1.6%となり、前年（同+2.4%）からは鈍化したものの米国経済は全体として引き続き緩やかに回復した。その主な内訳をみると、個人消費は前年比+2.7%（前年：同+3.2%）、住宅投資は同+4.9%（前年：同+11.7%）と、ともに高い伸びを示した前年からは鈍化したが続いて増加した。一方で、民間設備投資は第1四半期にドル高や原油価格下落等を背景に減少したこと及び第2四半期以降も回復が緩やかなものにとどまったことなどから、通年では同▲0.5%（前年：同+2.1%）とマイナスに転じた。国際収支をみると、貿易・サービス収支は▲5,006億ドルと前年（▲5,004億ドル）からはほぼ横ばいであったが、経常収支全体では▲4,812億ドルと前年（▲4,630億ドル）から赤字幅が拡大した。雇用情勢では、失業率は通年平均で4.9%と、前年（5.3%）から低下が続いている。総合の消費者物価指数上昇率は、2014年後半から下落が続いていた原油価格が、2016年3月以降に上昇に転じたことなどを背景に、前年比+1.3%と前年（同+0.1%）から加速した。

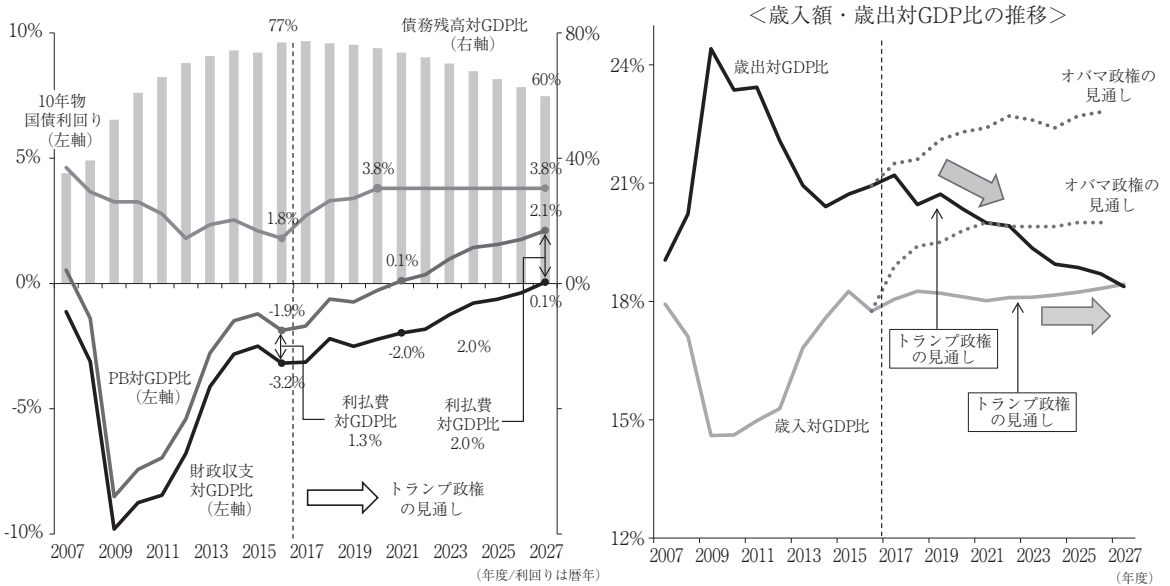
なお、2017年5月23日にトランプ大統領が公表した「2018年度大統領予算教書」における経済見通しによると、経済成長については、2017年の実質GDP成長率は2.3%、失業率は4.6%と見込まれている。

（単位：名目GDPは10億ドル、その他の項目は%）

歳入の伸びを大きく抑制することで財政収支を均衡させることとしている。

4. 税制

「財政の崖」の回避を目的とした2012年米国納税者救済法がオバマ前政権下で2013年1月に成立して以降、民主党と共和党の政策面での対立が続いている。税制面では、2013年末に適用期限が到来していた各種優遇措置（時限措置）の大半について適時的にその適用期限を1年間延長する2014年増税防止法（Tax Increase Prevention Act of 2014）が2014年12月に成立したこと、及び2014年末に適用期限が到来していた各種優遇措置（時限措置）の大半について適時的にその適用期限を1年間延長し、一部を恒久化する2015年増税防止法（The Protecting Americans from Tax Hikes Act of 2015）が2015年12月に成立したこと等を除き、2017年5月末現在において、大規模な税制改正は行われていない。ただし、トランプ大統領



(出典) OMB “2018年度予算教書” (2017年5月)。(注) 債務残高は “Debt held by the public” の計数。

領は、2018年度予算教書において、税制の簡素化と税負担軽減を目的とした税制改正を提案しており、今後議会での検討が進むものとみられる。

II. 2018年度予算教書における税制改革案

2017年5月23日、トランプ大統領は、取り組むべき政策及び今後10年間の財政見通しを示す「2018年度大統領予算教書」を公表した。本予算教書における主な税制改正の提案(注)は以下の通り。

(注) 本予算教書では、税制改革案を税収中立と想定しており、税制改正提案の具体的な増減収規模は示されていない。

【2018年度大統領予算教書の詳細版(5月23日公表)における税制改革関連の記述(抜粋)】

税制の簡素化と税負担軽減

より簡素で、公正で、効率的な税制は、経済成長と雇用創出に必須である。時代遅れで、過度に複雑で、煩雑な我々の税制は、米国経済を解放し、米国人労働者が家族の需要を満たせるような、より収入の良い数百万の新規雇用を創出する税制へと改革されなければならない。

この予算教書は、税収中立での税制改革を想定しており、当政権は議会と緊密に共同してこれを実現する。

当政権は、すでに納税者、企業、議会やその他の利害関係者との議論の指針となる、主要な原則を明確に示している。全体として、当政権は、個人及び企業(ビジネス)に対する税制改革が、経済を成長させ、米国をより魅力的なビジネス環境にすると信じている。

米国人世帯、特に中所得世帯の負担軽減として以下を行うべきである。

- ・個人所得税の税率引き下げ

- ・概算控除の拡大と、子供や被扶養者のいる世帯への支援
 - ・持ち家、慈善目的の寄付、退職貯蓄に対する保護
 - ・多くの納税者に二度の税額計算を求める、煩雑な代替ミニマム税の廃止
 - ・キャピタルゲインと配当所得に課され、資本形成を阻害している3.8%のオバマケア関連税を廃止
 - ・子供に家族事業を引き継ぎたいと考える農家と小規模個人事業主を不利にしている遺産税の廃止
- 当政権は、法人税制改革として以下を行うべきと信じる。
- ・米国企業(ビジネス)に課される税率を引き下げ、雇用創出と経済成長を加速させる。
 - ・多くの租税特別措置は廃止し、税制をより公正で、効率的なものとし、より低い税率で納税することを支援する。
 - ・領域課税主義に移行することで、米国企業に課されている不利益を終わらせ、これらの企業が、新たに稼ぐ海外所得を、追加的な課税なしに米国内へ還流できるようにする。この制度移行は、既に累積した海外所得に対する一度限りの還流課税を含むこととする。

今後、大統領は、議会やその他の利害関係者と引き続き共同し、注意深く慎重に、これらの原則に基づいて、公正で簡素で効率的な税制-米国人に雇用を取戻し、アメリカを最優先とする税制-を構築することを約束する。

III. イギリス

I. 最近の税制改革を巡る状況

1. 政治

2015年5月に行われた総選挙において、当時のキャメロン

【図1：政党別の上下院議席数】

	保守党	労働党	SNP	自由民主党	無所属	その他	合計
下院 (庶民院)	330	229	54	9	4	24	650
上院 (貴族院)	247	211	109	—	175	65	807

※下院（選挙後）及び上院の議席数は、2015-2017年議会末時点（2017年6月総選挙前）のもの。

首相が率いる保守党が単独過半数を獲得し、単独政権を樹立した。その後、2016年6月23日に、英国において同国のEU残留・離脱を問う国民投票が行われ、これに離脱派が勝利したことを受け、キャメロン首相は辞任し、同年7月には同じメイ内相（当時）を首班とする新内閣が成立した。メイ内閣は、EU離脱に向けた公式のプロセスを始める中で、経済の安定を第一とし、税制面でも、法人税率の段階的な引下げをはじめとするキャメロン政権の基本政策を継承する方針を示した。

なお、同内閣は、その後、2017年3月29日にEU基本条約（リズボン条約）50条を発動し、EUに対して正式な離脱の通知を行い、また、同年4月18日には、6月8日に総選挙を実施することを発表した。

2. 経済

2016年11月の秋季財政演説と、2017年3月予算では、いずれも2021年までの経済見通し（GDP成長率）を2.0%としている。但し、そこに至るまでの経過については変化しており、秋季財政演説では、英国は不確実性の時代に突入し、2017年の見通しは1.4%へと減速した後、2018年から徐々に回復していく見込みとしていたのに対し、3月予算では、家計消費の見通しの増加が予想よりも強かったことなどを踏まえ、2017年の見通しを2.0%に引き上げ、他方で、2018年は1.6%、2019年は1.7%、2020年は1.9%と、それぞれ下方修正している。

【図2：GDP成長率の見通し】

(単位：%)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2017年3月時点での見通し	2.0	1.6	1.7	1.9	2.0
2016年11月時点での見通し	1.4	1.7	2.1	2.1	2.0

3. 財政

2015年財政健全化計画（2015年夏予算）では、財政健全化の新たな指標として、①2019年度までに財政収支（公的部門）を黒字化し、2020年度以降も財政黒字を継続すること、②純債務残高（公的部門）の対GDP比を毎年度減少させること、が掲げられた。この点につき2016年3月時点での経済財政見通しによれば、財政健全化策等により、2019年度には財政収支の黒字化を達成し、純債務残高の対GDP比は、2016年

度から2019年度まで毎年低下し、2019年度に77.2%に達する見込みとされていた。

しかしながら、2016年の秋季財政演説では、Brexitという国家的な決断が行われたことから、この財政健全化目標を変更し、①2020年度までに構造的財政赤字（公的部門）対GDP比を2%以内に削減すること、②2020年度には純債務残高（公的部門）の対GDP比を減少させることとした。

【図3：財政に係る諸指標の推移】

[対GDP比]

(単位：%)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
財政収支	▲2.9	▲1.9	▲1.0	▲0.9	▲0.7
純債務残高	88.8	88.5	86.9	83.0	79.8

※数値は2017年3月予算に掲載されたもの。

II. 税制改正に係る動き

1. 概要

2017年3月に、政府は2017年予算を公表した。本予算は、英国がEUを離脱する公式のプロセスを始める中、経済の安定を第一（“economic stability first”）とし、堅調な経済成長、歴史的な高水準の雇用、減少する財政赤字が、英国の財政を堅調なものへと戻して行くこととしている。合わせて、産業戦略に基づき、英国の生産性向上の問題に更に取り組んでいくこととしている。

そのほか、より賃金が高く、高スキルな仕事を得るために必要なスキルを若者が得られるようにし、より多くの子供がよい学校に行くチャンスを増やし、社会ケアシステムに多くの追加投資をし、地域のNHSや緊急外来に対して新たな資本投資を行うこととしている。また、最先端の技術・イノベーションに投資をし、公正で持続的な税制を通じて、長期にわたって公共サービスを行えるよう財政赤字を減少させ続けることとしている。

なお、2016年の秋季財政演説において、今後、英国の財政イベントは年に1度だけ秋に行う形式に変更する旨が表明されており、2017年3月予算は、春に公表される最後の政府予算となる。

【図4：2017年3月予算における増減収見込み】

(単位：10億ポンド)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
歳出カット	▲1.5	▲1.1	▲0.7	▲0.5	▲1.0
税収増	▲0.1	0.5	1.5	1.4	1.5
合計	▲1.7	▲0.7	0.8	0.9	0.4

※予算額のプラスは財政収支の好転（黒字化）、マイナスは財政収支の悪化を示す。

2. 主な税制関係の改正事項

(注)【 】内は当該措置による増減収見込み額。「計」は、導入年から2021年度までの5年間の増減収額の合計値。

個人所得課税関係

- 勤労者を支援するため、現行11,000ポンド（約147万円）の基礎控除額を、2017年4月より11,500ポンド（約154万円）に引上げ。
※2016年3月予算で示された方針を維持。
【2017年度：▲17.0億ポンド（0.23兆円）、計：▲95.2億ポンド（1.3兆円）】
- 同じく勤労者を支援するため、現行43,000ポンド（約576万円）の、40%の税率（higher rate）の適用が開始される所得額を、2017年4月より45,000ポンド（約603万円）に引上げ。
※2016年3月予算で示された方針を維持。
※同金額は、基礎控除適用前の額。なお、イギリスの所得税率は、20%、40%、45%の3段階。
【2017年度：▲3.8億ポンド（0.05兆円）、計：28.3億ポンド（0.4兆円）】
- 被雇用者と自営業者の間の差異を減らし、公共サービスに投資するための歳入を確保するため、現行5,000ポンド（約67万円）の配当所得控除額を、2018年4月より2,000ポンド（約27万円）に引下げ。
※2017年3月予算で新たに示された措置。
【2017年度：-（-）、計：26.3億ポンド（0.4兆円）】
- 若い世代の貯蓄等を支援するため、2017年4月より、ISA（個人貯蓄口座）の限度額を現行の15,240ポンド（約204万円）から20,000ポンド（約268万円）に引き上げるとともに、40歳未満の成人に対して、毎年4,000ポンド（約54万円）まで貯蓄でき、更に貯蓄額の25%のボーナスが政府から支給される生涯ISA（“Lifetime ISA”）を導入。
※2016年3月予算で示された方針を維持。
※区分上は歳出関連措置
【2017年度：▲1.9億ポンド（0.02兆円）、計：▲31.5億ポンド（0.4兆円）】

法人所得課税関係

- 経済成長を加速させるため、現行20%の法人税率につい

て、2017年4月より19%に引き下げるとともに、2020年4月より17%に引下げ。

※2015年7月の夏予算案では、現行の20%から、2017年4月に19%、2020年4月に18%に引き下げることとしていたが、2016年3月予算では、2020年の引下げ幅を17%まで拡大することとしており、その方針を維持。
【2017年度：▲22.8億ポンド（0.31兆円）、計：▲234.3億ポンド（3.1兆円）】

(2015年夏予算、2016年3月予算でそれぞれ示された方針による増減収額の合計額)

- 2017年4月より、利子損金算入制限における「固定比率ルール」を導入し、多国籍企業がその支払利子を損金算入することを制限（BEPS関連措置）。
※2016年3月予算で示された方針を維持。
【2017年度：11.1億ポンド（0.15兆円）、計：53.3億ポンド（0.7兆円）】

その他

- 子供の肥満対策の観点から、2018年4月より、飲料メーカーが加糖飲料の販売を減らすインセンティブとして、飲料業界に対する新税（“soft drinks industry levy”）を導入。
※2016年3月予算で示された方針を維持。
【2017年度：-（-）、計：15.4億ポンド（0.2兆円）】
 - 保険業は付加価値税が非課税であるところ、その代替として保険会社に課されてきた保険税の基礎税率を、現行の10%から、2017年6月より12%に引上げ。
※2016年秋季財政演説で示された方針を維持。
【2017年度：5.2億ポンド（0.07兆円）、計：39.0億ポンド（0.5兆円）】
 - 誤申告等を減少させるため、税務手続を電子化する取組「Making Tax Digital」を推進。
※2015年秋季財政演説で示された方針を維持。
【2017年度：-（-）、計：21.8億ポンド（0.3兆円）】
- 等
- ※なお、2016年3月予算において当初提案されていた、一部の個人事業主にかかる保険料率の引上げについては、公約違反との批判により撤回されている。
【備考】邦貨換算レート：1ポンド=134円（裁定外国為替相場：平成29年1月中適用）。

IV. ドイツ

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

- (1) 連邦議会選挙について

ドイツでは2013年9月に4年に一度の連邦議会選挙が行われ、メルケル首相率いる与党キリスト教民主/社会同盟

(CDU/CSU) が大勝利し、旧野党である社会民主党 (SPD) との大連立政権を樹立、2005年以降3期目となるメルケル政権が発足した。選挙前のマニフェストでは、CDU/CSUは増税をせずに財政健全化政策を維持することを掲げていたが、その予告通り、2015年予算において当初予算ベースでは1969年以来46年ぶりの均衡財政を達成し、2017年予算でも、新規の国債発行をせずに歳出と歳入の均衡が達成された。次回の連邦議会選挙は2017年秋を予定している。

(2) 各州議会選挙の動向

連邦参議院議員は各州政府の代表者で構成されており、連邦参議院における議席数には各州政府における与野党の勢力図が反映されることから、以下では各州議会選挙の動向について述べる。

直近の各州議会選挙の動向としては、2016年3月26日にザールラント州、5月7日にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、5月14日にノルトライン＝ヴェストファーレン州で選挙が実施された。

ザールラント州では、SPD党首に就任したシュルツの人気によるいわゆる「シュルツ効果」でSPDの支持率が大きく上昇し、CDU主導の大連立の中でSPDが首位に躍り出るのがどうか注目されていた。もっとも、結果としては、CDUが得票率を前回比28%伸ばして第一党を維持し、SPDも得票を前回比1万票伸ばしたものの大きな躍進とはならなかった。原因としては、同州現職首相であるCDUのクランプ＝カレンバウアー氏のカリスマ性や個人的資質からくる属人的要素を挙げる声も大きい。一方、AfDは、今回同州では初めて州議会の議席を獲得したが、大きな躍進とはならなかった。難民問題が大きな選挙テーマになっていなかったこと、既

成政党に対する批判票を同州では左派党が吸収しているという事情が背景にあったと考えられる。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、SPDアルビツヒ州首相率いるSPDはCDUを5%下回り、選挙に敗れることとなった。得票率の第三位は緑の党であり、自由民主党 (FDP) がそれに引き続いている。勝利したCDUのギュンター氏は州首相として緑の党、FDPと連立政権を組織することとなる。SPDアルビツヒ氏については、家族にまつわる失言等が同州内で問題となっており、同氏の不人気選挙結果にも多少影響したと考えられる。なお、AfDは同選挙を以て、各州議会選挙では12回連続の議席獲得となっている。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州でも、クラフト州首相率いるSPDが大きく得票を減らす一方、CDUが第一党の座を確保したことで政権交代が確定した。報道によれば、7年間政権の座にあったSPDへの不満が今回の選挙結果に影響しており、特に治安分野、経済分野、教育分野での失政が響いている。

SPDは秋の議会選挙に向けて、数週間のうちに3つの州議会選挙に敗北したこととなり、早急な立て直しを迫られることとなる。

2. 経済

2017年4月のIMF World Economic Outlookによれば、2016年の実質GDP成長率は1.8%、2017年は1.6%、2018年では1.5%となっており、引き続き着実な成長が予想されている。

ドイツでは、ユーロ圏各国の経済が停滞する中、堅調な消費及び外需を背景にプラス成長を維持。失業率は4%台とユーロ圏内では低い水準であり、インフレ率は原油価格下落

ザールラント州議会選挙結果 (2017年3月26日実施)

	キリスト教民主同盟 (CDU)	社会民主党 (SPD)	左派党	EU懐疑派 (AfD)	緑の党 (Grüne)
獲得議席数 () 内は増減数	24 (+5)	17 (0)	7 (-2)	3 (-)	0 (-2)
得票率	40.7	29.6	12.9	6.2	4.0

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会選挙結果 (2017年5月7日実施)

	キリスト教民主同盟 (CDU)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	自由民主党 (FDP)	地域政党 (SSW)
獲得議席数 () 内は増減数	25 (+3)	21 (-1)	10 (0)	9 (+3)	3 (0)
得票率	32.0	27.2	12.9	11.5	3.3

ノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙結果 (2017年5月14日実施)

	キリスト教民主同盟 (CDU)	社会民主党 (SPD)	自由民主党 (FDP)	緑の党 (Grüne)	EU懐疑派 (AfD)
獲得議席数 () 内は増減数	72 (+5)	69 (-30)	28 (+6)	14 (-15)	16 (-)
得票率	33.0	31.2	12.6	6.4	7.4

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016E	2017E	2018E
GDP成長率	4.0%	3.7%	0.7%	0.6%	1.6%	1.5%	1.8%	1.6%	1.5%
インフレ率	1.1%	2.5%	2.1%	1.6%	0.8%	0.1%	0.4%	2.0%	1.7%
失業率	6.9%	5.9%	5.4%	5.2%	5.0%	4.6%	4.2%	4.2%	4.2%
経常収支※	5.6%	6.1%	7.0%	6.7%	7.3%	8.3%	8.5%	8.2%	8.0%
財政収支※	▲4.2%	▲1.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.7%	0.8%	0.6%	0.6%
基礎的財政収支※	▲2.1%	1.1%	1.8%	1.4%	1.7%	1.9%	1.9%	1.5%	1.4%
構造的財政収支※	▲2.4%	▲1.3%	▲0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.6%	0.2%	0.2%
公的債務残高※	81.0%	78.7%	79.9%	77.5%	74.9%	71.2%	67.6%	64.7%	62.0%

(出典) IMF World Economic Outlook (2017年4月)

※ともに対GDP比。

の影響を受けて、他のユーロ圏諸国同様低下傾向にある。また、GDP比8%を超える経常収支黒字を達成しており、IMFや欧州委より、EU域内のバランスの観点から内需拡大を通じた経常収支黒字の縮小が課題であると指摘されている。ドイツはEUの定める一般政府財政収支目標（対GDP比▲3%以内）を達成済み。財政収支は2012年以降黒字化しており、公的債務残高対GDP比は減少が続いている。

3. 財政

(1) 2017年予算の概要

ドイツは、2015年予算（2014年12月成立）において、当初予算ベースでは1969年以来46年ぶりの均衡財政を達成した。財政均衡は2016予算（2015年11月成立）でも、新規国債発行なしで維持され2017予算（2016年11月成立）でも引き続き達成された。2017予算の歳出・歳入総額は当初予算ベースで3,291億ユーロとなっている。

(2) 2018年連邦予算及び中期財政計画のための基準値の概要

また、2017年3月15日に独連邦政府は、2018年連邦予算及び中期財政計画（2019年～2021年の3年間分）のための基準値を閣議決定した。ポイントとしては、以下のようなものがある。

- ① 2018年連邦予算、及び、2021年までの全ての財政計画年において、新規公債発行は見込まない
- ② 国防省予算について、2018年連邦予算において14億ユーロの増額が見込まれる
- ③ 国内治安のための予算は2018年において5億ユーロ増額され、内務省の予算は2013年と比して2018年に57%増加している
- ④ 教育も重視されており、文部科学省の2018年予算は

2010年比で75%増加している

- ⑤ 社会保障予算は2018年に1,736億ユーロで予算全体の51.8%を占めるが、2021年には1,866億ユーロまで増加し、これは予算全体の52.5%に相当することとなる

シュョイブレ財務相は、次のように述べている。「我々は堅調な財政政策を続けていくつもりである。重点的な政策分野は国内的治安と安全保障であり、インフラ投資や教育研究にも多大な投資を行っていく。これこそが成長と雇用を確保する手段であり、ドイツの安全で豊かな未来を確保する手段である。」

- (注) 基準値とは、予算編成の前に、閣議決定によって示される予算案の歳出・歳入の上限値のこと。2011年に施行された基本法の債務抑制規定（連邦政府の構造的財政収支の赤字対GDP比を2016年より▲0.35%以内とするもの）を遵守するため、各省からの予算要求の積上げによるボトムアップではなく、トップダウンによって予算を編成することを目的に導入された。

(3) 財政収支目標の達成

ドイツでは2009年7月のドイツ連邦基本法（憲法）改正により、連邦及び州政府の財政収支を原則均衡させること、連邦政府について、構造的財政赤字対GDP比を▲0.35%以内にする、州政府について、構造的財政赤字を認めないことを規定する債務抑制条項（通称「債務ブレーキ」）を導入（ドイツ基本法109条・115条）、連邦は2015年末までに、州は2019年末までに当該条項を満たすこととされている（ドイツ基本法143 d 条）。「2017年安定化プログラム」によれば、2016年の連邦政府の構造的財政収支対GDP比は▲0.03%とされており、憲法で求められる基準を満たすこととなる。

また、もう一つの指標である「マーストリヒト基準」で

2021年までの中期財政計画 ※ドイツの会計年度は毎年1月～12月

	2016年 (確定値)	2017年 (予算)	2018年 (予算基準値案)	2019年 (計画)	2020年 (計画)	2021年 (計画)
歳出	3,174	3,291	3,355	3,473	3,484	3,556
歳入 (うち税収)	3,174 (2,890)	3,291 (3,010)	3,355 (3,061)	3,473 (3,181)	3,484 (3,229)	3,556 (3,349)

(出典) ドイツ連邦財務省

単位：億ユーロ

経済・財政指標

	2016年	2017年 (予算)	2018年 (見積り)	2019年 (見積り)	2020年 (見積り)	2021年 (見積り)
実質経済成長率	1.9%	1.4%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%
連邦政府 構造的財政収支 (対GDP比)	▲0.03%	0.02%	0.11%	0.11%	0.10%	0.03%
一般政府財政収支 (対GDP比)	0.8%	0.5%	0.25%	0.25%	0.5%	0.5%
一般政府債務残高 (対GDP比)	68.3%	66.25%	64.0%	61.75%	59.75%	57.0%

(出典) ドイツ連邦財務省「2017年安定化プログラム」

は、一般政府財政赤字(対GDP比)が▲3.0%以内、一般政府債務残高(対GDP比)が60%以内とされている。2017年安定化プログラムによれば、ドイツの2016年の一般政府財政収支(対GDP比)は0.8%の黒字となっており、6年連続でフローの基準を満たしている。また、一般政府債務残高(対GDP比)については、「2017年安定化プログラム」上、2016年に68.3%、2020年には59.75%と見積もられており、ストック目標についても達成される見通しが示されている。

II. 税制改正・税制改革に係る動き

2016年12月には、前年に引き続き、ゼロ税率適用限度額・児童控除・児童手当の引き上げが連邦議会・参議院で相次いで可決された。また納税実務の面では、「課税手続きの近代化に関する法律」が成立し、申告手続きの合理化がますます進むこととなった。国際課税の文脈では、「国別報告書の交換に関する多国間合意」が批准されたことが注目に値する。また、2014年12月に憲法裁判所で違憲判決を受けて以来長らく審議中であった相続贈与税の改正法(Gesetz zur Anpassung des Erbschaftsteuer und Schenkungsteuergesetzes an die Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts)は、2016年11月によりやく施行された。本法により、事業承継税制の適用要件が調整・適正化されたといえよう。

なお、2017年5月末時点で審議継続中であるものとして、

エネルギー税率の変更を伴う第二次エネルギー・電力税改正法(Zweites Gesetz zur Änderung des Energiesteuer- und des Stromsteuergesetzes)、賃金税申告の一部簡素化等を図る「事務手続(官僚主義)削減法(Bürokratieentlastungsgesetz)」や税制上の年金優遇の拡大を含む企業年金強化法(Betriebsrentenstärkungsgesetz)等、重要なものが多数あり、今後とも注視していく必要がある。

以下では、2016年中に成立した主要な税制改正や改革案について記述する。

1. 冷たい累進緩和：ゼロ税率適用限度額、児童控除や児童手当の改正

2016年10月、内閣は、「納税者、家族の負担軽減」と題して、ゼロ税率適用限度額、児童控除額および児童手当の引上げを閣議決定した。法案は12月に両院を通過し、2017年1月1日より予定通り施行された。引上げは、すでに行われていた2015年1月1日からの引上げに引き続くものであり、2018年まで毎年行われる。これにより納税者全体に対して年間あたり63億ユーロの負担軽減となる。改正内容は以下の通り。

2. 課税手続きの近代化に関する法律の成立

2016年7月、課税手続きの近代化に関する法律(Gesetz zur Modernisierung des Besteuerungsverfahrens)が公布・施行された。法案のベースは、2014年秋に連邦と各州から構

改正内容

子育て世帯に対する給付のパッケージ			
助成の種類	2016年内	2017年1月1日	2018年1月1日
ゼロ税率適用限度額	8,652ユーロ	8,820ユーロ	9,000ユーロ
児童控除額※1	7,248ユーロ	7,356ユーロ	7,428ユーロ
児童手当(月額。第一子及び第二子)	190ユーロ	192ユーロ	194ユーロ
児童手当(月額。第三子)	196ユーロ	198ユーロ	200ユーロ
児童手当(月額。第四子以降)	221ユーロ	223ユーロ	225ユーロ
低所得者に対する月額児童追加手当(上限額)	160ユーロ	170ユーロ	170ユーロ
逆累進課税効果の削減	インフレを考慮した税率式の調整あり		

※1 保育及び養育または教育のための控除額を含む。

成される作業部会が提出したディスカッションペーパーであり、加速するグローバル化およびデジタル化、ならびに人口動態の税務行政に与える影響の観点から、課税手続きを近代化し、行政および納税者にとっての効率性が向上するような法律の策定が求められるとされた。この目的の実現のため、連邦財務省は、租税通則法上ならびに16にわたる個別税法および規則の中での、技術的、組織的、法的な形での抜本的な改正を提案していた。

今回具体的に成立した内容としては以下のようなものがある。

- ・ 税務申告書の完全な自動処理化
- ・ 税務情報の電子的授受にかかわる一般的条文の策定
- ・ 税務申告における一部の証書の添付義務を緩和し、書類保管で足りるよう改正

3. 国別報告書の交換に関する多国間合意に批准

2016年10月、ドイツはOECD・G20が提出したBEPS報告書を背景として、報告書の「行動13」により推奨された「国別報告書」の作成・交換を多国間で行うための合意を批准した。合意自体は、2016年1月27日に成立していたところ、10月25日の公布・施行を以て国内的にも効力を生じることとなる。国別報告書の内容として具体的に各企業に課す報告義務の内容ははまだ検討・立法を要する段階であり、本法は国別報告書の多国間共有の大枠を定めたものにすぎないが、ドイツ政府は、「国際的に多国籍企業の不正・有害なタックスプランニングに対処するための重要な一歩である」と評価している。

4. 相続税法、事業承継税制の改正案が成立・施行

2014年12月、憲法裁判所判決は、2009年の相続贈与税法において変更された事業資産に対する特別措置が、平等原則に反するとしていた。本判決は2016年6月30日までに該当規定が改正されなければならないことを判じていたが、改正手続きは難航し、その後、期限が守られない状態で審議が継続していた。

2016年11月9日、ようやく以下の内容の新法が施行され、裁判所が示した期日にまで遡って効力を発した。

- ・ 優遇対象資産と管理資産の関係の調整
- ・ 小規模企業対策としての給与総額規定適用従業員数の縮小
- ・ 大規模事業資産収入に対する救済必要性テストの導入
- ・ 大規模事業資産収入に対する優遇割引率通減モデル(Abschmelzモデル)の導入 等

増減収見積額

(単位：億ユーロ)

	平年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
総税収	20.0	1.0	8.5	14.5	17.5	20.0
うち州	20.0	1.0	8.5	14.5	17.5	20.0

※草案段階での見積額 (Drucksache 18/8911より)

V. フランス

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

2016年夏以降のフランスでは、オランド大統領の任期満了を受けて2017年5月に実施される大統領選に向けて、政治的にも大きな動きが見られた。まず、かねてから政治運動・前進!を主導して政策綱領を発表するなどその動向が注目されていた、エマニュエル・マクロン経済・産業・デジタル担当大臣が、8月に辞任した。一方、秋以降にかけて野党勢力の動きも本格化していく。まず、野党第一党である共和党においては、大統領選に向けた候補者一本化が進められ、サルコジ前大統領やジュベ元首相を抑え、フィヨン元首相が選出された。その他、フランス第一主義・愛国主義を掲げ、EU・ユーロ圏からの離脱等を掲げる国民戦線(極右)のマリーヌ・ルペン氏も急速に支持を伸ばしていった。

このような情勢下、オランド前大統領は当初再選を目指していたものの、経済政策面で最後まで成果を上げることができなかったため、2015年11月のテロ事件後一時回復していた世論調査の支持率も史上最低水準まで低迷した。自らが所属する与党・社会党内でも政権運営に対する不満が高まり、2016年12月には、ヴァルス首相が辞任して大統領選への出馬を公言するに至り、オランド前大統領は党内での予備選挙出馬を断念した。最終的に、社会党の候補者はアモン前教育相となった。

大統領選は、まず2017年4月23日に第1回投票が実施された。政治運動・前進!(中道左派)のマクロン候補、国民戦線(極右)のルペン候補、共和党(右派)のフィヨン候補、社会党(左派)のアモン候補をはじめ合計11名が立候補し、ルペン候補とマクロン候補が勝利した。その後、5月7日の決選投票を経て、史上最年少でマクロン新大統領が誕生した。マクロン新大統領は、第五共和政史上初めて左右の既成二大政党の枠外から誕生した大統領であり、新政党である共和国前進を自ら設立している。そのため国民議会に基盤を有しておらず、組閣にあたっては既存の政治勢力から有力な者を抜擢するなど、2017年6月に実施される国民議会(下院に相当)の総選挙を控えて、支持基盤の確立を模索している。首相にはエドゥアール・フィリップ氏(共和党)を任命したほか、主要閣僚のなかでは、経済大臣にブリュノ・ルメール氏(共和党)、行動・公会計大臣にジェラルド・ダルマナン氏(共和党)、外相にル・ドリアン氏(社会党)、内相にコロン氏(社会党)らを起用した。

マクロン新大統領は、今後5年間で600億ユーロに及ぶ歳出削減や法人税率の更なる引下げ(33.33%→25%)、労働法制度改革、社会保障負担軽減など様々な公約を掲げており、今後の動向が注目される。

2. 経済

2016年4月のIMF World Economic Outlookによれば、2015年の実質GDP成長率は1.3%、2016年は1.2%、2017年では1.4%

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016E	2017E
GDP成長率	▲2.9%	2.0%	2.1%	0.2%	0.6%	0.6%	1.3%	1.2%	1.4%
インフレ率	0.1%	1.7%	2.3%	2.2%	1.0%	0.6%	0.1%	0.3%	1.4%
失業率	9.1%	9.3%	9.2%	9.8%	10.3%	10.3%	10.4%	10.0%	9.6%
経常収支	▲0.8%	▲0.8%	▲1.0%	▲1.2%	▲0.9%	▲1.1%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.9%
財政収支	▲7.2%	▲6.8%	▲5.1%	▲4.8%	▲4.0%	▲4.0%	▲3.5%	▲3.3%	▲3.2%
基礎的財政収支	▲4.9%	▲4.5%	▲2.6%	▲2.4%	▲1.9%	▲1.9%	▲1.6%	▲1.5%	▲1.6%
公的債務残高	78.9%	81.6%	85.2%	89.5%	92.3%	95.2%	96.2%	96.6%	97.4%

(出典) IMF World Economic Outlook (2017年4月)

※ともに対GDP比。

3. 財政

2017年4月の「安定化プログラム2017-2020」においては、財政収支対GDP比を2016年：▲3.4%、2017年▲2.8%と予測しており、政府が掲げる財政収支目標（2017年までに対GDP比▲3.0%以内）を達成できる見通しとなっている。また、欧州財政協定を受け中期目標として設定している、景気変動や一時的要因を考慮した構造的財政収支の目標（2019年までに対GDP比▲0.4%以内）も達成の見込みとされた。

同プログラムは、公的債務残高については、2017年をピーク（対GDP比96.0%）に減少していく見通しとしている。「責任・連帯協定」及び歳出抑制（2015年～2017年の3年間で500億ユーロ（ベースライン比）の抑制計画）の結果、国民負担率及び公的歳出規模の通減が見込まれている。

・「安定化プログラム2017-2020」における見通し（2017年4月12日発表）

	2016	2017	2018	2019	2020
経済成長率 (%)	1.2	1.5	1.5	1.6	1.7
インフレ率 (%)	0.2	1.2	1.1	-	-
財政収支 (対GDP比, %)	▲3.4	▲2.8	▲2.3	▲1.6	▲1.3
構造的財政赤字 (同上)	▲1.5	▲1.0	▲0.5	0.0	0.0
構造的財政赤字改善 (同上)	0.4	0.5	0.5	0.5	0.0
公的債務残高 (同上)	96.0	96.0	95.9	94.7	93.1

II. 税制改正 (主要な措置)

<所得税関連>

(1) 低所得世帯向けの所得税負担軽減措置

【減収額：▲11.5億ユーロ (1,300億円)】

① 低所得世帯向け税額控除の拡充

・2016年予算法で拡充された低所得者税額控除^(注1)に上

と予想されている。金融危機等の影響により、2008年半ばから景気が悪化し、2009年の経済成長率は▲2.9%となった。その後持ち直したものの、欧州債務問題の深刻化に伴い低成長が継続しており、失業率も10%強で高止まりしている。

乗せする形で、参照課税所得^(注2)が一定水準未満の場合、新たに20%の税額控除を導入した。この制度により、約700万世帯が恩恵を受けるとされている。

・前項にいう水準は、世帯構成に応じて下表の通りとなっている。

単身者、離婚者の場合	家族除数	参照課税所得の水準 (ユーロ)
子0人	1	20,500
子1人	2	27,900
子2人	2.5	31,600
子3人	3.5	39,000

夫婦者の場合	家族除数	参照課税所得の水準 (ユーロ)
子0人	2	41,000
子1人	2.5	44,700
子2人	3	48,400
子3人	4	55,800

※以後、除数が0.5単位増えるごとに3,700ユーロ、除数が0.25単位増えるごとに1,850ユーロをそれぞれの額に加算。ただし、単身者・離婚者等に関しては参照課税所得が家族除数の最初の1単位あたり18,500ユーロを超える場合、夫婦者に関しては最初の2単位分につき37,000ユーロを超える場合（それぞれについて、除数が0.5単位増えるごとに3,700ユーロ、除数が0.25単位増えるごとに1,850ユーロを加算）について、この水準が一定の割合で減じられる。

(注1) 低所得者税額控除とは、算出所得税額が1,553ユーロ未満（世帯の場合は2,560ユーロ未満）の場合、1,165ユーロ（世帯の場合は1,920ユーロ）と算出税額の75%との差額を税額控除するもの。

(注2) 参照課税所得とは、課税所得に一定の所得控除等(配当収入にかかる控除等)を加算して戻したものの。

② 所得税率表の物価スライドに基づく引上げ(インデクセーション) (+0.1%)

現行制度		
9,700€超	26,791€以下	14%
26,791€超	71,826€以下	30%
71,826€超	152,108€以下	41%
152,108€超		45%

↓

2017年予算法案		
9,710€超	26,818€以下	14%
26,818€超	71,898€以下	30%
71,898€超	152,260€以下	41%
152,260€超		45%

(2) 所得税の源泉徴収制度導入(2018年1月～)に向けた措置

【一】

- ・オランダ政権は、公約として2018年1月からの所得税の源泉徴収導入(注)を目指していたところ、2017年予算法では、具体的な制度設計の規定が設けられた。
- ・今回源泉徴収の対象となるのは、給与所得(年金収入含む)のほか、商工業所得や農林業所得等。
- ・源泉徴収税率は、当年1～8月までの分については前々年の、当暦年9～12月までの分については前年の所得状況に応じて、税務当局が世帯ごとに設定。この税率は、税務当局による設定後、各納税者の勤務先等に通知される。
- ・ただし、世帯の所得状況全体を当該勤務先等に推知されないようにするため、当該勤務先等からの支払給与のみに適用される制度(「ニュートラル税率」)を、各納税者が事前を選択することも可能(この場合、本来の源泉徴収税率によった場合との差額は、事後的に納税者が精算する。)
- ・また、世帯合算課税を前提としつつも、共働きカップルについてそれぞれ別個の源泉徴収税率が設定される制度(「個別化税率」)を事前にも選択することも可能。
- ・源泉徴収制度の導入後も、前年の所得を当年に申告する義務は存続することとされている。

(注1) 2017年現在、フランスはG7諸国で唯一給与所得に係る所得税の源泉徴収を行っていない。

(注2) 2017年5月の大統領選挙で勝利したマクロン新大統領は、源泉徴収が企業に与える影響を見極めるため、制度設計を改めて精査し、一定の試行期間を設ける必要があるとして、制度の正式な導入を2019年1月まで延期することを表明している。

【参考】電子申告の一般的義務化(2016年予算法において規定)

源泉徴収制度の導入と並行して、インターネット回線を

備えた納税者(世帯)に対する所得税等の電子申告(déclaration en ligne)の一般化(義務化)を2016～2019年の4年間にかけて段階的に実施。なお、インターネット回線を備えていない納税者に対しては、従来通り紙媒体での申告を認める。また、電子納税(paiement dématérialisé)についても、その対象を段階的に拡大していく。これらの措置による歳出削減効果は年間6,850万ユーロ(77.4億円)の見込み。今後のスケジュール及び対象者等については、下表の通り。

(電子申告実施スケジュール)

	参照課税所得	インターネットによる申告者(世帯)の増加数見込(累計)
2017年	28,000ユーロ(384万円)以上	400万
2018年	15,000ユーロ(206万円)以上	900万
2019年	全申告者(世帯)	

(電子納税実施スケジュール)

	電子納税が義務化される納税額
2017年	2,000ユーロ(27万円)以上
2018年	1,000ユーロ(14万円)以上
2019年	300ユーロ(4万円)以上

<法人税関連>

(3) 法人税率の段階的引下げ

【減収額(2017年分): ▲3.3億ユーロ(373億円)】

- ・オランダ政権は、2017年予算法において、2020年までに全ての企業を対象として、法人税率を28%まで引き下げするためのプログラム規定を置いた。
- ・現在、年間売上高が763万ユーロ未満の中小企業については、課税所得38,120ユーロ以下の部分について15%の軽減税率が適用されている。これに上乗せする形で、2017年は年間売上高が5,000万ユーロ以下の中小企業に対して、75,000ユーロまでの課税所得部分につき28%の税率を適用する。

(4) 大企業について法人税予納額を一部引上げ 【増収額: 5.2億ユーロ(588億円)】

- ・法人税は、毎年3月、6月、9月及び12月の各15日までに、前事業年度の納税額の4分の1ずつを予納しなければならないが、一定の条件を満たす大企業は、当事業年度の4回目となる分納分について、以下の方式で納付することとなる。

前事業年度の売上高	現行制度
25億ユーロ超 10億ユーロ以下	当事業年度の法人税見込額の75%と過去3回の予納合計額の差額
10億ユーロ超 50億ユーロ以下	当事業年度の法人税見込額の85%と過去3回の予納合計額の差額
50億ユーロ超	当事業年度の法人税見込額の95%と過去3回の予納合計額の差額



2017年予算法案	
当事業年度の法人税見込額の80%と過去3回の予納合計額の差額	
当事業年度の法人税見込額の90%と過去3回の予納合計額の差額	
当事業年度の法人税見込額の98%と過去3回の予納合計額の差額	

<資産税関連>

(5) 富裕税の不当な回避行為に対する措置

【増収額：0.5億ユーロ（57億円）】

- ・現行制度上、個人に課される所得税と富裕税の合計額は所得の75%を上限としているところ、当該納税義務者の支配下にある法人に収入を分配することで見かけの所得を少なくし、富裕税の負担を軽減する行為が指摘されていた。
- ・これに対して2017年予算法案は、一定の課税回避目的のみなされた法人に対する分配について、当該納税義務者の所

得に繰戻す措置を設ける。

(6) 相続・贈与税に関する税額控除の一部廃止

【増収額：0.1億ユーロ（11億円）】

- ・相続・贈与税に関して認められていた下記の税額控除は、2017年1月1日以降に開始される相続及び贈与に関して、廃止される。

- 相続人（または受贈者）が配偶者または直系血族の場合で3人以上の子女を有する場合
 - ：第3子以降の子女1人につき、610ユーロ。
- 前項以外の相続人（または受贈者）が3人以上の子女を有する場合
 - ：第3子以降の子女1人につき、305ユーロ。

<その他>

- ・その他の税制改正措置として、主に以下のような項目が挙げられている。

措置	増減収見込額 (億ユーロ)
ソフトウェアに係る特別償却制度（12か月）の廃止	0.7
一部の金融所得に対する源泉徴収方式による予納制度の拡充	3.5
商業用地税に関する義務的予納制度の部分的な導入	1.0
計	5.2